

第2部 経営安定対策

1 令和4年度 畜産物価格

(R3.12.24決定)

(1) 加工原料乳生産者補給金

(単位：円/kg)

区 分		令和3年度	令和4年度	増減
総交付対象数量(万トン)		345	345	—
単価 (円/kg)	加工原料乳 生産者補給金	8.26	8.26	—
	集送乳調整金	2.59	2.59	—
	計	10.85	10.85	—

(2) 肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格

(単位：千円/頭)

区 分		令和3年度	令和4年度	増減
保証基準 価格	黒毛和種	541	541	—
	乳用種	164	164	—
	交雑種	274	274	—
合理化 目標価格	黒毛和種	429	429	—
	乳用種	110	110	—
	交雑種	216	216	—

(3) 鶏卵

(単位：円/kg)

区 分	令和3年度	令和4年度	増減
補填基準価格	181	181	—
安定基準価格	159	159	—

令和4年度 畜産・酪農関連対策の概要 (令和3年12月24日閣議決定)

() 内は前年度

畜産・酪農経営安定対策

所要額：約2,296(2,296)億円

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 肉用牛関連対策 | 約1,640(1,640)億円 |
| ●肉用子牛生産者補給金 | 662(662)億円 |
| ●肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン) | 977(977)億円 |
| 2 養豚関連対策 | 約168(168)億円 |
| ●肉豚経営安定交付金(豚マルキン) | 168(168)億円 |
| 3 養鶏関連対策 | 約52(52)億円 |
| ●鶏卵生産者経営安定対策事業 | 52(52)億円 |
| 4 酪農関連対策 | 約437(437)億円 |
| ●加工原料乳生産者補給金等 | 375(375)億円 |
| ●加工原料乳生産者経営安定対策事業 | 62(62)億円 |

令和3年度補正予算 11月26日閣議決定(抜粋)

予算額：約695(613)億円

- | | |
|---------------------------------------|------------|
| ●生産基盤拡大加速化事業 | 78(133)億円 |
| ●畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(畜産クラスター事業) 等 | 617(481)億円 |

A L I C畜産振興事業(その他対策) 12月10日決定

所要額：約379(321)億円

- 肉用牛・養豚経営安定対策補完事業,
- 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 等

2 畜種ごとの経営安定対策

肉用子牛生産者補給金制度

1. 根 拠

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年12月22日法律第98号）

2. 目 的

肉用子牛（月齢満12月未満の肉用牛）の生産者に対し、生産者補給金を交付すること等により、肉用子牛の生産及び価格の安定を図り、もって肉用牛生産経営の健全な発展に資するものとする。

3. 制 度

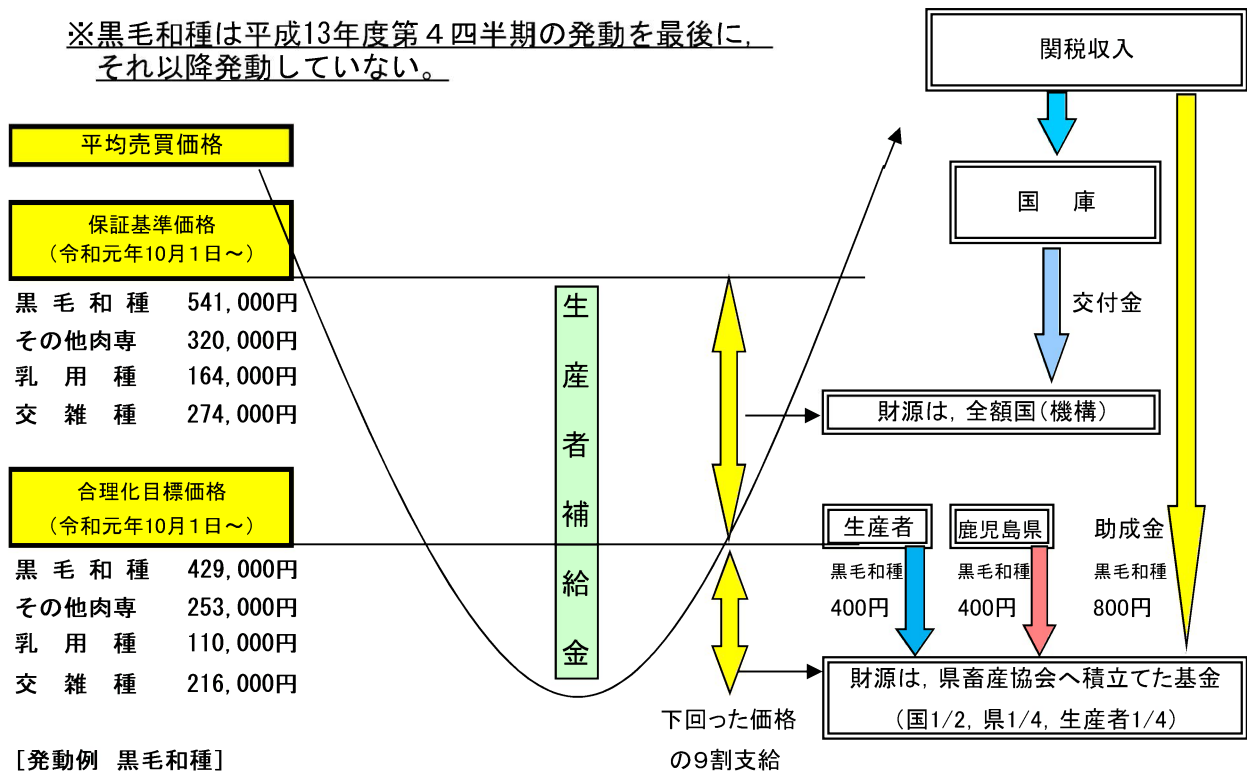
全国の主要な家畜市場における指定子牛の平均売買価格が保証基準価格（合理化目標価格）を下回った場合、公益社団法人鹿児島県畜産協会と生産者補給金交付契約を締結している肉用子牛の生産者に対し、当該平均売買価格の算定期間において販売又は保留した肉用子牛の頭数に応じ、生産者補給金を交付する。

- 農林水産大臣の指定市場（全国89市場、鹿児島県12市場）

品 種	体 重（平成25年4月～）
黒毛和種	250kg以上320kg以下
ホルスタイン種	250kg以上330kg以下
交雑種	260kg以上320kg以下

- 平均売買価格は、品種ごと全国指定市場の四半期平均（農林水産省より官報告示）
- 保証基準価格は、「肉用子牛の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として」定めることとしている。
- 合理化目標価格は、「牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額等からみて、肉用牛生産の健全な発達を図るため肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な生産費を基準として」定めることとしている。
- （公社）鹿児島県畜産協会：鹿児島市鴨池新町15番地（県農協会館内）
- 契約は、業務対象年間5年（令和2年度から令和6年度）の締結
- 販売は子牛市場の出荷の確認、保留は12か月経過後保留確認

※黒毛和種は平成13年度第4四半期の発動を最後に、それ以降発動していない。



[発動例 黒毛和種]

I 平均売買価格 500,000円の場合

$$(541,000円 - 500,000) = 41,000円$$

II 平均売買価格 400,000円の場合

$$(541,000円 - 429,000) + (429,000 - 400,000) \times 0.9 = 138,100円$$

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）

1. 目的

生産者等（肥育牛生産者，鹿児島県）の拠出により造成した基金と国の交付金から，収益性が悪化したときに粗収益と生産費との差額の9割を補填することで肉用牛肥育経営の安定を図る。

2. 内容

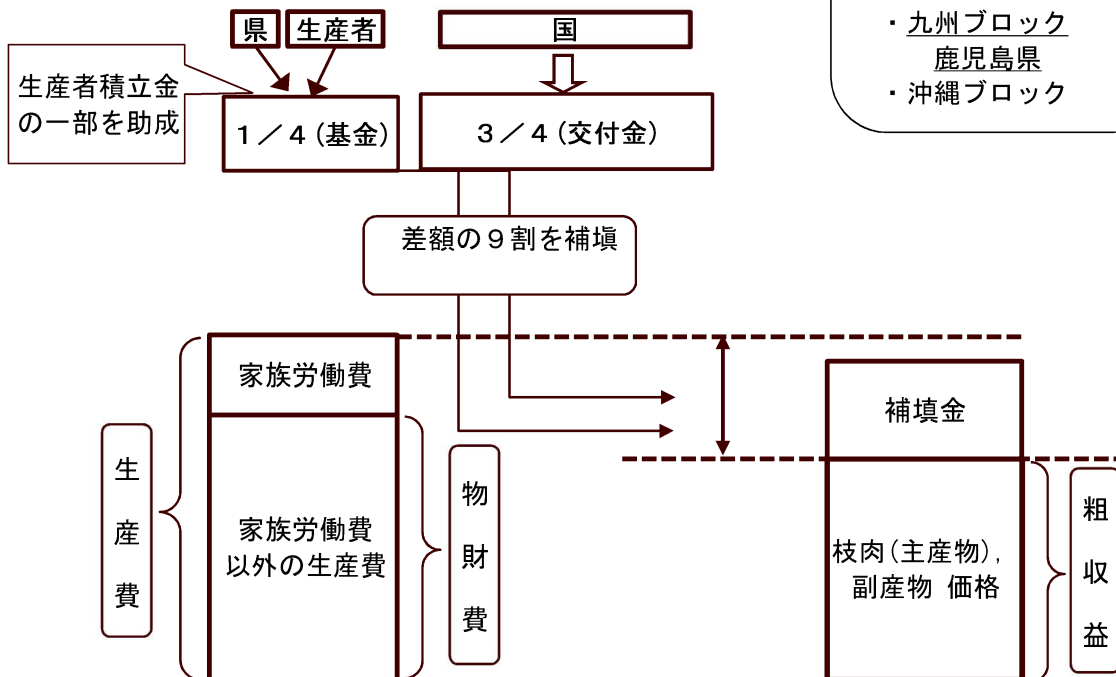
肥育牛1頭あたりの粗収益が生産費を下回った場合に，肥育牛生産者に補填金を交付する。
枝肉の価格と重量を全国10ブロックに分けて算定（令和2年5月～）
 なお，もと畜費などの生産費は各都道府県別算定

- (1) 拠出割合 生産者：国＝1：3
- (2) 事業実施期間 平成30年12月30日～令和3年度
- (3) 補てん割合 1頭あたりの生産費と粗収益との差額分の9割
- (4) 対象品種 肉専用種，交雑種，乳用種の3区分
- (5) 対象者 肉用牛肥育経営者
- (6) 事業実施主体 (公社)鹿児島県畜産協会

◎ 地域算定ブロック
 (10ブロック，
 47都道府県)

- ・北海道ブロック
- ・東北ブロック
- ・関東ブロック
- ・北陸ブロック
- ・東海ブロック
- ・近畿ブロック
- ・中国ブロック
- ・四国ブロック
- ・九州ブロック
- 鹿児島県
- ・沖縄ブロック

【 牛マルキン 】



3. 基金造成単価(令和3年度)

(単位:円)

基金造成単価	黒毛和種(鹿児島県)	交 雑 種	乳 用 種
	5,000	13,000	11,000
生産者積立金	5,000	13,000	11,000
うち生産者	4,300	12,690	10,540
うち県費助成	700	310	460

※ 発動があった場合 補填金の1/4が基金から交付される。
 補填金の3/4が国(独立行政法人農畜産業振興機構)から交付金として交付される。

4. 補てん状況(肉専用種)

	R3.2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R4.1月
補てん単価(円/頭)	26,253.5※	-	-	-	-	-	4,349.7	9,752.4	-	-	-	-
枝肉単価(kg/円)	2,388	2,500	2,570	2,426	2,397	2,430	2,355	2,340	2,394	2,474	2,574	2,418
もと畜費(千円/頭)	782	782	748	748	748	735	735	735	670	670	670	623

※国費のみ(3/4)

加工原料乳価格安定対策 (平成13年度～)

1. 根拠法規：畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）

2. 目的：加工原料乳地域における生乳の再生産を確保し、生産者の経営安定を図るため、加工原料乳生産者補給金を交付するとともに、加工原料乳の大幅な価格変動の影響を緩和するため補てん金を交付する措置を講ずることにより、生乳の価格形成の合理化と牛乳及び乳製品の価格の安定と酪農・乳業の健全な発達を促進する。

3. 制度

(1) 加工原料乳生産者補給金制度（補給金※1）

生産費等の動向に基づいて毎年度算定される補給金を、一定の区域で集乳を行い需給調整への参加など一定の要件を満たす団体（指定団体以外も含む）を通して独立行政法人農畜産業振興機構が支払う。

第1号対象事業者	： 生乳を集めて乳業に販売する事業者（指定団体等）
第2号対象事業者	： 乳業に直接生乳を販売する酪農家
第3号対象事業者	： 乳製品を加工販売する酪農家

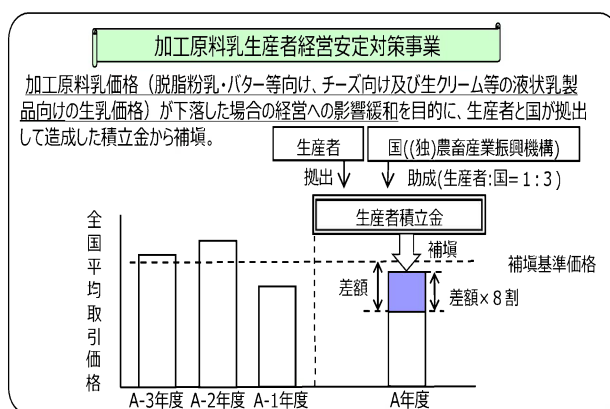
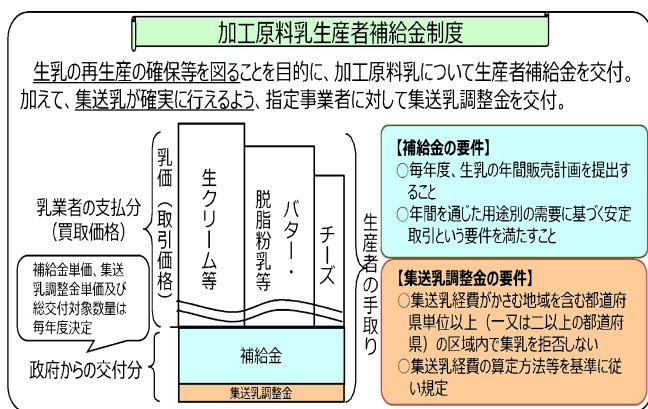
(2) 加工原料乳生産者経営安定対策事業交付金（補てん金※2）

加工原料乳及び入札取引生乳価格が補てん基準価格（過去3年間の平均取引価格）を下回った場合に加工原料乳の生産者に補てん金（補てん基準価格と相対取引価格及び入札取引価格の差額の8割）を価格低落に備えて生産者の拠出と国の助成金による基金から交付する。

4. 概要

令和3年度 加工原料乳生産者補給金単価	： 8円26銭/kg	} 10円85銭/kg	
集送乳調整金単価	： 2円59銭/kg		
加工原料乳限度数量	： 345万トﾝ (前年比 ±0銭)		
	補てん基準価格	： 83円61銭	
令和4年度 加工原料乳生産者補給金単価	： 8円26銭/kg	} 10円85銭/kg	
集送乳調整金単価	： 2円59銭/kg		
加工原料乳限度数量	： 345万トﾝ (前年比 ±0銭)		
	補てん基準価格	： 未定	

※集送乳調整金は、第1号対象事業者のうち、集乳を拒否しない等の要件を満たす事業者（指定事業者）に対し、加工に仕向けた量に応じて交付する。



※1 加工原料乳生産者補給交付金（補給金）

令和元年度の助成単価＝前年度の助成単価×生産コスト等変動率

生産コスト等変動率＝C1÷Y1

C1：搾乳牛1頭当たり生産費の変動率

Y1：搾乳牛1頭当たり乳量の変動率

※2 加工原料乳生産者経営安定対策事業交付金（補てん金）

補てん金＝補てん基準価格と相対取引価格及び入札取引価格の差額の8割

補てん基準価格＝過去3カ年の加工原料乳及び入札取引生乳の平均取引価格

肉豚価格安定対策事業の概要

1 目的

養豚経営においては、枝肉単価の低下、配合飼料価格の高騰等により収益性が悪化していることから、生産者自らが自主的に実施している肉豚経営安定交付金における生産者等負担金に対して助成を行ない、養豚経営の安定を図る。

2 事業実施主体

養豚経営者（県団体等）

3 当初予算額

84,449千円

4 負担割合

県 10/10（60円/頭）

（国の肉豚経営安定交付金の生産者等負担金のうち60円分を助成）

5 事業概要

（1）補てん額

（標準的生産費－標準的販売価格）×9割

（2）補てん方法

四半期毎に1頭あたりの標準的販売価格と標準的生産費を算定（注）し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の9割を補てん金として交付

（（注）四半期終了時に計算（前の四半期に発動がなかった場合は通算））

（3）交付対象者

肉豚生産者（法令違反等に該当しないこと）

（4）補てん対象豚

全規格の肉豚

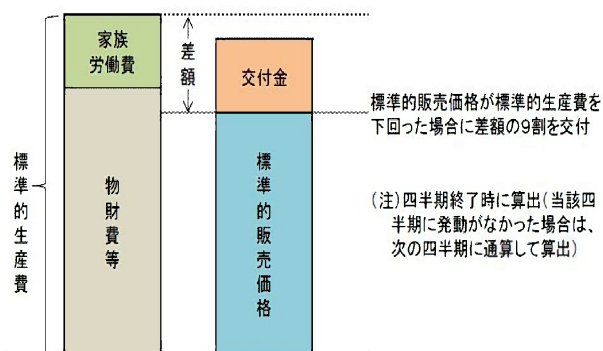
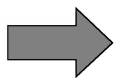
（5）事業実施期間

令和3～5年度（3か年）

6 補てんの仕組み

資金	
生産者等積立金	（400円/頭×対象頭数）
生産者積立金	（340円/頭×対象頭数）
県補助金	（60円/頭×対象頭数）
国	1,200円/頭×対象頭数
計	1,600円/頭×対象頭数

補てん



7 発動状況

（単位：円/頭）

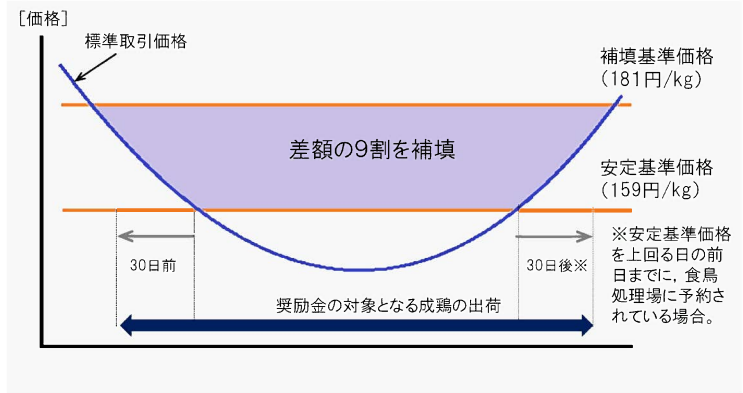
年度	平成22年度			平成23年度		平成24年度				平成25～ 令和2年度	令和3年度	
	四半期	第1	第2～3	第4	第1～3	第4	第1	第2	第3			第4
交付金単価		730	860	860	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし

鶏卵価格安定対策事業 (国事業名：鶏卵生産者経営安定対策事業)

1 事業内容

鶏卵価格差補てん事業（県事業：鶏卵価格安定対策事業）

鶏卵の標準取引価格（毎月）が補てん基準価格を下回った場合、その差額（補てん基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補てんする。



生産者積立金から7/8交付
国は1/8を補助

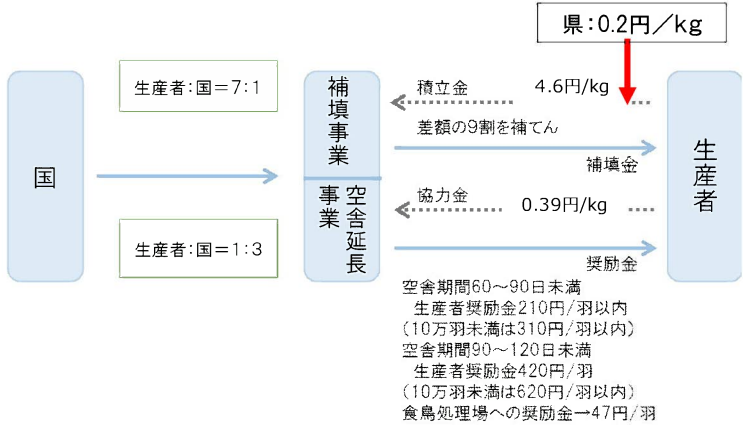
2 予算額 25,260千円

(1) 契約見込み数量

126,295,600kg
× 県助成単価0.2円/kg

(2) 業務対象年間

3年間：R2～R4年度



3 標準取引価格（規格卵（LL, L, M, MS, S, SS）の加重平均）の推移

（上段：円/kg，下段：前年対比%）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R元年度	169	171	149	149	156	188	206	214	222	165	181	194	180
	99	108	93	84	85	97	104	110	120	148	124	119	106
R2年度	199	163	156	152	149	159	170	174	182	135	183	218	170
	118	95	105	102	96	85	82	81	82	82	101	113	94
R3年度	238	252	255	242	218	216	213	206	207	146	172		215
	120	154	163	159	146	136	126	118	114	108	94	0	126

4 補てん状況

（上段：円/kg，下段：千円）

年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R元年度	補てん単価	14.814	12.357	19.800	19.800	19.800	0	0	0	0	17.802	3.564	0	
	交付金額	161,421	94,553	49,883	52,129	54,146	0	0	0	0	190,879	37,198	0	640,209
R2年度	補てん単価	0	17.721	19.800	19.800	19.800	19.090	0	0	0	0	0	0	
	交付金額	0	176,007	195,840	196,194	195,816	184,325	0	0	0	0	0	0	948,182
R3年度	補てん単価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19.800	8.055		
	交付金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	188,117	調査中		188,117

ブロイラー価格安定対策事業 (県単事業)

1 目的

ブロイラーの価格変動による生産農家の損失を補てんする「ブロイラー価格安定基金」へ助成することでブロイラー生産農家の経営安定に資する。

2 事業内容

(1) 事業実施機関 公益社団法人 鹿児島県畜産協会

(2) 概要

協会は、契約出荷組合とブロイラーの価格差補てんに関する基本契約（3年間）及び年次契約を締結し、これに基づいて補てん積立金を徴収するとともに、四半期ごとに定められた基準価格を当該四半期における日々の標準取引価格が下回った場合、契約出荷組合にその差額を補てんする。

ア 補てん基準価格（442円）

ブロイラーの生産条件、需給事情等から、ブロイラーの再生産可能な価格を理事会の議決を経て定める。（生産原価を基準に設定）（消費税抜き）

イ 標準取引価格

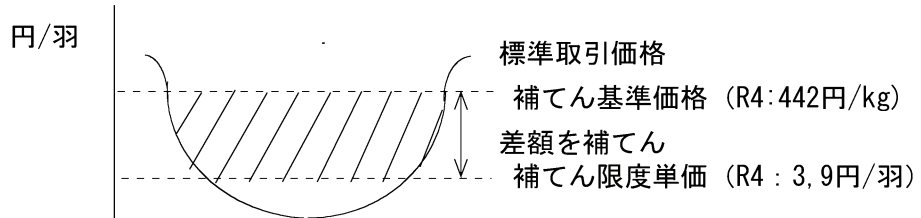
標準取引価格 = $(\text{もも肉卸売価格} \times 0.46) + (\text{むね肉卸売価格} \times 0.54)$ （消費税抜き）

ウ 補てん額

契約数量に標準取引価格と補てん基準価格との差を乗じて得た金額を交付する。

エ 補てん限度単価（4～6, 10～3月：3円，7～9月：9円）

オ 業務対象年間（3年間：R3～R5年度）



(3) 積立金の負担区分（R4年度）

生産者	1. 17円/羽	(39.3%)
出荷組合	1. 17円/羽	(39.3%)
県	0. 64円/羽	(21.4%)
計	2. 98円/羽	

3 令和4年度予算額 93,552千円

4 標準取引価格

(上段：円/kg, 下段：前年対比%)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R元年度	409	400	387	376	374	383	399	410	430	436	418	402	402
	92	93	94	94	95	96	97	97	97	96	94	95	95
R2年度	404	423	426	422	428	439	455	470	492	505	496	490	454
	99	106	110	112	114	115	114	115	114	116	119	122	113
R3年度	476	467	450	439	436	438	454	465	478	479	471		459
	118	110	106	104	102	100	100	99	97	95	95	0	101

5 補てん金発動状況

(上段：補てん金単価 円/羽 下段：補てん金額 千円)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
R元年度	補てん単価	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.0	3.0	1.8	1.1	3.0	3.0	—
	交付金額	46,272	47,346	42,679	46,396	44,268	41,864	35,390	35,661	23,121	14,332	33,664	32,164	443,157
R2年度	補てん単価	3.0	2.6	2.4	3.9	1.8	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	交付金額	36,286	27,758	27,259	43,578	21,643	764	0	0	0	0	0	0	157,288
R3年度	補てん単価	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	
	交付金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

配合飼料価格安定対策

1 根 拠

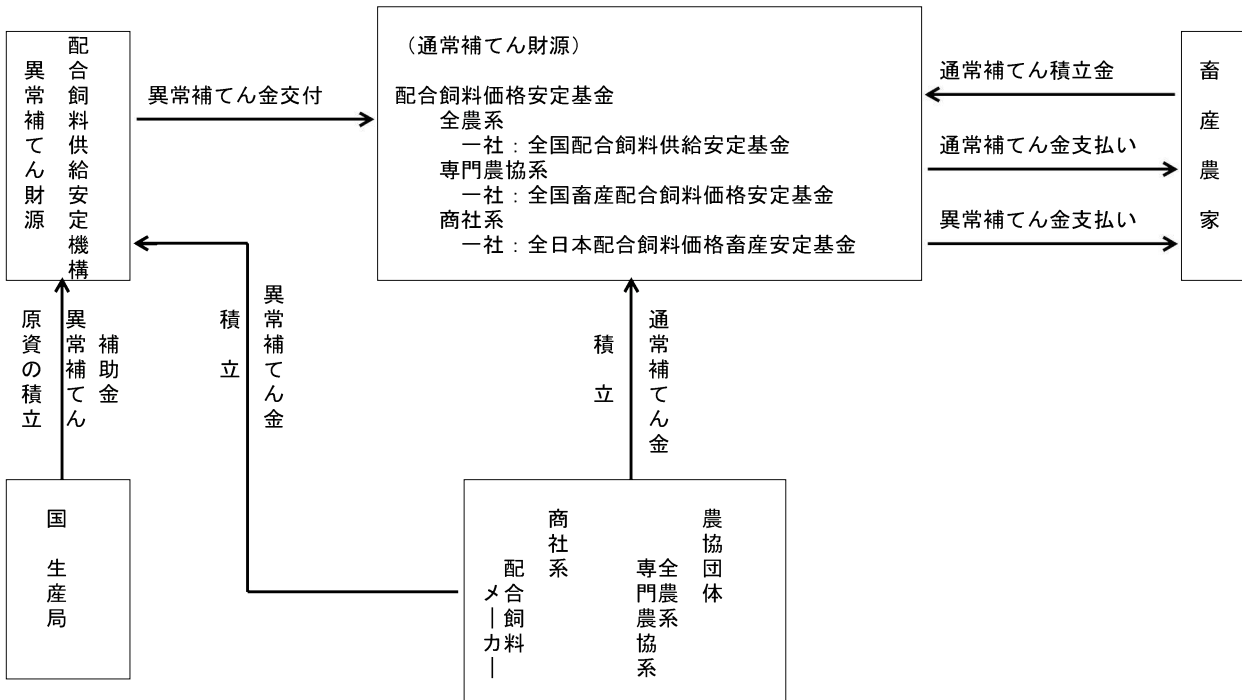
- (1) 一般制度（通常補てん）：
 (一社) 全国配合飼料供給安定基金定款及び業務方法書（全農系）
 (一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金定款及び業務方法書（専門農協系）
 (一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金定款及び業務方法書（商社系）
- (2) 特別制度（異常補てん）：
 配合飼料供給安定対策事業実施要綱（農林省昭和50年2月13日）
 (公社) 配合飼料供給安定機構定款及び業務方法書

2 目 的

- (1) 原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる、畜産経営者の損失を補てんすることにより、その経営の安定を図る。
- (2) 輸入原料価格が大幅に値上がりした場合、畜産経営者に対する価格差補てんを行う配合飼料価格安定基金に対し、当該補てんに要する資金を交付し、畜産経営の安定を図る。

3 制 度

(1) 制度の概要



(2) 積立金負担額（令和4年度）

区 分	全 農 系		専 門 農 協 系		商 社 系	
通 常 補 て ん (トン当り)	契約畜産農家	600 円	契約畜産農家	600 円	契約畜産農家	600 円
	県 連	300 円	県 酪 農 協 等	300 円	メ ー カ ー	1,200 円
	全 農	900 円	全 酪, 全 開 等	900 円	計	1,800 円
	計	1,800 円	計	1,800 円		
異 常 補 て ん	国	1 / 2	農業団体 メーカー	1 / 2		

(3) 配合飼料補てんの発動条件

- ① 通常補てん交付金の発動要件
- ・ 当該四半期の輸入原料5品目（とうもろこし、こうりゃん、大豆油かす、大麦、小麦）の価格が、直前1か年の平均と比べ上回っていること。
- ② 異常補てん交付金の発動条件（2条件の両方を満たすことが必要）
- i 通常補てんを行うこと。
 - ii 当該四半期の輸入原料5品目（とうもろこし、こうりゃん、大豆油かす、大麦、小麦）の価格が、直前1年の平均と比べ、15%以上上昇すること。
- ※ ただし、平成26年度以降、①上記原則の基準では異常補てんが発動せず、②特例の基準価格（直前1年半前から半年前までの1年の平均）の年率115%（123.3%に相当）を超えた場合、総補てん額の3分の1を上限として特例的に補てんすることとされている。